

第4節 物品の貸与等及び自弁

§ 41 (自弁の物品の使用等) IV

をした場合に、これを許すこととなる。

ところで、本条2項は、「申出をした場合」と規定しているが、本条の解説Ⅲ2に記載したとおり、この法律では、「申出」と「申請」を区別して用いているのであり、本条2項の「申出」は、「申請」と理解しなければならない。受刑者以外の被収容者が自弁の物品の使用・摂取の「申出」をした場合には、本条2項及び施行規則16条で定めるところにより、羈束的にその使用・摂取が許され、また、その使用・摂取を許さない処分に対しては、審査の申請をすることができる(法157 I④)のであるから、その「申出」に対して、刑事施設の長に応答義務があるのは、当然であるからである。

3 自弁の物品の使用・摂取の許否

受刑者以外の被収容者が、本条2項に規定する物品(施行規則16条2~4項により、品名は、限定される)について、自弁のものの使用・摂取を申請した場合には、その使用・摂取は、原則として、許される。本条2項(施行規則16条各項の規定も同様)が「許すものとする。」と規定しているのは、その趣旨である。

このように、受刑者以外の被収容者には、自弁の物品の使用・摂取が保障されているが、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに(第2編第2章)第12節の規定により禁止される場合」には、その使用・摂取は許されない。前者の場合のうち、「刑事施設の規律及び秩序の維持……上支障を生ずるおそれがある場合」は、「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合」を含むが、これよりも広い。すなわち、規律秩序を害するおそれがある場合とは、単に、論理的・抽象的にその可能性
があるというだけでは足りず、合理的な根拠に基づき、そのおそれがあるとい
える場合であり、刑事施設において執られる措置によってその具体的なおそれ
を防止できるときは、規律秩序を害するおそれがある場合とはいえないが、刑
事施設の人的物的能力が有限であるなかで、そうした措置を執ることが現実に
困難であるときは、規律秩序を維持する上で支障を生ずるおそれがあるという
ことになる。例えば、合理的な根拠に基づき毒物など有害なものが混入しているおそれがあると認められる食料品は、規律秩序を害するおそれがあるものであるが、さらに、一般的に、食料品は、有害なものが混入していないことを検査(法44条の検査)によって確認するのは困難である(他方、信頼し得る業者が製造したままのものは、その安全性を確認できる)ことから、その摂取は、規律秩